EU包装・包装廃棄物規則（Regulation (EU) 2025/40）

PPWR規制

対応まとめ

日本企業がいま押さえるべき**義務・期限・チェックポイント**

- 役割と義務
- リサイクル（35%）
- 表示ラベル
- 期限と対応

2026
8.12 適用



00 KEY POINTS

まず押さえる、3つのこと

PPWRは「2030年の話」ではありません。すでに適用が始まり、いま整えるべき書類と情報があります。

8.12

2026年8月12日に適用開始

技術文書・EU適合宣言書・登録などは、すでに求められています。まずは書類と情報の整備から。

5つ

役割で義務が変わる

メーカー・輸入者・充填者・producerなど。自社がどの役割に当たるかを最初に決めます。

2029年末

実質的な対応期限

2030年に再生材・リサイクル設計・空きスペース・再使用の要件が同時に本格化します。

CONTENTS 目次

01 **PPWRの全体像** P.03
5つの問いで全体をつかむ／法令の4つの階層

02 **役割と義務** P.04
5つの役割／義務の整理表／すでに求められている義務

03 **包装への要求** P.06
リサイクル等級・再生材／最小化・空きスペース・再使用／表示とEPR

04 **よくある誤解** P.08
社内で見直したい6つの認識

05 **実務の流れとスケジュール** P.09
出荷から顧客到着までの8段階／期限の一覧

06 **いま確認すべきこと** P.11
最優先の3つ／部門別チェックリスト

01 OVERVIEW

PPWRを1ページで｜5つの問い

EU域内で「包装」を市場に出すためのルール。ゴミの捨て方ではなく、製品を売るための条件を定めた製品コンプライアンス規制です。

Q1 何の法律？ EU域内で包装・包装済み製品を市場に出すためのルール。旧「包装・包装廃棄物指令（94/62/EC）」を置き換え、加盟国の国内法を待たずに直接適用されます。

Q2 誰が守る？ 包装の仕様を決める人（メーカー）、EUに輸入する人、EUで最初に売る人（producer）など。EUへ製品を送る日本企業も対象になり得ます。

Q3 何が必要？ ① リサイクル可能な設計 ② 再生材の使用 ③ 小さく軽く ④ 再使用 ⑤ 表示 ⑥ 廃棄費用の負担（EPR）

Q4 いつから？ 2026年8月12日から適用開始済み。再生材35%などの重い要件は2030年前後から。いまは書類と情報の整備が先決です。

Q5 守らないと？ EU市場に出せなくなります。是正・回収・撤去の対象となり、加盟国ごとに定められた罰則も適用されます。

◆ PPWRは1本の法律で完結しない｜4つの階層

LEVEL 1	**規則本文（Regulation (EU) 2025/40）** 義務の本体。加盟国の国内法を待たずに直接適用	拘束力あり
LEVEL 2	**委任法令・実施法令** 設計基準・再生材の算定方法・ラベル仕様など。2028年までに順次制定	拘束力あり
LEVEL 3	**欧州委員会のガイダンス・FAQ** 条文の読み方を示す文書。2026年に公表され、以後も更新	参考
LEVEL 4	**加盟国の国内措置** 罰則額・EPR登録・EPR料金は国ごとに異なる。罰則は2027年2月までに整備	国ごとに異なる

「〇年 または 実施法令の発効から〇か月後の遅い方」という期限が多いのは、LEVEL 2がまだ出そろっていないためです。

02 ROLES & OBLIGATIONS

最初に決めること｜自社はどの役割か

PPWRは包装に関わる会社を役割に分け、役割ごとに異なる義務を課します。同じ会社が複数の役割を兼ねることもあります。

メーカー
包装の仕様（材質・寸法・構造）を決めて発注する者。成形した会社とは限らない

5〜7・10・12・15・39条

輸入者・販売者
EUに持ち込む／売る者。メーカーが義務を果たしたかを確認し、書類を保管する

18・19・21条

包装を充填する者
製品を包装に詰める者。空きスペースや再使用など「詰め方」の責任を負う

24・27・29条

producer
EUの各国で最初に包装・包装済み製品を提供する者。登録して廃棄費用を負担する

44・45条（EPR）

加盟国
回収制度・リサイクル目標・罰則をつくる。企業の義務ではないが、EPR料金や設計基準を通じて影響します（43・48・52条ほか）

◆ 義務の整理表｜「誰が」×「何について」

役割	設計・材料	量・形状	再使用	情報・表示	費用・制度
メーカー	5条 懸念物質 6条 リサイクル 7条 再生材	10条 最小化	11条 再使用の定義	12条 表示 15条 技術文書 39条 適合宣言	—
輸入者・販売者	—	—	—	18条 確認・保管 21条 メーカー扱い	—
充填者	—	24条 空きスペース	27条 再使用システム 29条 再使用目標	—	—
producer	—	—	—	—	44条 登録 45条 EPR・代理人
加盟国	—	43条 削減目標	—	—	48条〜 回収 52条 目標・罰則

※ 62条（市場監視）は役割を問わず全事業者に及びます。EUの販売会社が自社名で売ると、その会社が「メーカー」とみなされます（21条）。

02 ALREADY IN FORCE

すでに求められている義務｜2030年を待たない

以下は2026年8月12日の適用開始とともに発生している、現在進行形の義務です。

15条

適合性評価と技術文書

メーカーが自ら評価し（内部生産管理）、根拠となる技術文書を作成。第三者認証は不要です。

39条

EU適合宣言書（DoC）

包装ごとに作成し保管。保管期間は単回使用包装5年、再使用包装10年。

18条

輸入者の確認義務

技術文書・DoC・表示を確認し、当局の要請から10日以内に提出します。

21条

自社名での上市はメーカー扱い

輸入者・販売者が自社の名称・商標で上市すると、メーカーの義務を負います。

5条

懸念物質・PFAS

食品接触包装のPFAS制限が開始。包装材の化学物質情報を供給者から取得します。

44・45条

producer登録とEPR

加盟国ごとに上市前に登録。拠点のない国では書面委任で認定代理人を選任します。

技術文書もDoCも、根拠となる情報はサプライヤーが持っていることが多い。
本当の課題は書類づくりではなく、情報を集める仕組みづくりです。

※ 加盟国は2027年2月12日までに、有効・比例的・抑止的な罰則を定めます。罰金額はEU一律ではありません。サプライヤーには、メーカーへの情報提供義務があります（16条）。

03 PACKAGING REQUIREMENTS

リサイクル可能性と再生材含有率

包装そのものに求められる要件のうち、設計と材料に最も影響する2つです。

6条　リサイクル可能性の等級（2030年〜）



- 設計基準（DfR）は委任法令で2028年1月1日までに決定
- 2035年からは「EUで実際に大規模にリサイクルされていること」も要件に
- 多材質、ESD材、フィルター、シールの分別可否が等級を左右

7条　プラスチック包装の再生材（PCR）

35%
2030年〜

65%
2040年〜

一般的な「その他のプラスチック包装」の最低含有率。包装の種類ごと・工場ごとの年平均で算定し、計算方法は実施法令で定められます。

- 除外は、食品・医薬品・医療機器など特定用途の包装（contact-sensitive）と、包装全体の重量の5%未満の部品などに限定
- **「工業用・高純度だから免除」は成立しない**
- 判定の出発点は、部品ごとの重量を含むBOM
- 再生材化で、発塵・アウトガス・帯電防止性能が変わる可能性

03 PACKAGING REQUIREMENTS

最小化・空きスペース・再使用、表示とEPR

製品保護に必要な包装は削らなくてよい一方、「必要最小限であること」を証拠で示す必要があります。

10条　包装の最小化

必要最小限

- 重量・体積を機能上必要な最小限に
- 理由を技術文書で説明
- 落下・振動試験などで証拠化

24条　空きスペース

50%以下

- グループ・輸送・EC包装の空隙率
- 緩衝材で埋めた空間も算入
- 計算方法は2028年2月までに決定

29条　輸送包装の再使用

40%

- パレット・箱・トレイ等（2030年）
- 同一企業の拠点間・同一国内は原則100%
- 段ボール箱は再使用目標から除外

◆ 12条　表示の適用時期

2028.08〜

材質構成のEU統一ラベル
実施法令の発効から24か月後との遅い方

2029.02〜

再使用包装のラベル
材質ラベルとは別に必要

EC用以外の輸送包装は材質ラベルの対象外。表示開始前に製造・輸入された包装には経過措置があります。

◆ 44・45条　EPR：producerは誰か

日本の本社　包装の仕様を決めて出荷

▼

EUの輸入者・販売会社　商流によってはここが上市

▼

EU域内で最初に提供した者 ＝ producer

EUに拠点のない日本企業がproducerになると、上市する加盟国ごとに認定代理人の選任が必要です（45条）。

※ 再使用には「丈夫な容器」だけでは足りず、回収・洗浄・検査・記録を含む再使用システムへの参加が必要です（11・27条）。

04 COMMON MISCONCEPTIONS

よくある誤解と、実際のルール

社内で次のような認識があれば、早めの見直しが必要です。

よくある誤解	実際のルール
× 工業用・B2Bの製品だから対象外	○ 材質・産業を問わず、すべての包装が対象（2条）
× 高純度・クリーン用途だから再生材は免除	○ 業種による除外はない。除外は食品・医薬品など列挙された用途のみ（7条）
× 丈夫な容器なら再使用包装になる	○ 回収・洗浄・検査・記録の仕組み（再使用システム）への参加が必要（11・27条）
× パレットのラップ・ストラップは除外された	○ 除外されたのは100%義務だけ。40%目標の対象には残る（委任決定 (EU) 2026/429）
× 日本からの国際輸送も再使用目標の対象	○ 対象は最初のEU倉庫以降、EU域内で使う輸送包装（29条・欧州委員会ガイダンス）
× 2030年までは何もしなくてよい	○ 技術文書・EU適合宣言書・producer登録はすでに適用済み

PPWRには業種を理由とした一般的な除外はありません。
使える例外は、段ボール外装の除外（29条）や、特定用途の包装の除外など、条文に列挙されたものに限られます。

05 FROM SHIPMENT TO CUSTOMER

出荷から顧客到着まで｜どこで、どの条文が効くか

日本で製造し、EUの顧客へ届ける一般的な流れを8段階に分けました。分岐点は ⑥ EUへの上市 と ⑧ 包装が廃棄物になる時点 です。

JAPAN　日本国内

1 **製品の収納**
専用容器・製品ケース
5・6・7・11条

2 **機能性包装**
防湿袋・ESD袋など
6・7条

3 **外装への収納**
緩衝材・輸送箱
6・10・24条

4 **パレタイズ**
パレット・フィルム・ストラップ
6・7・29条

INTERNATIONAL　国際輸送

5 **国際輸送**
包装は入れ替わらない
29条の対象外

EU　欧州域内

6 **EU通関・最初のEU倉庫**
ここで初めてEU市場に上市される
15・18・21・44・45条

7 **EU域内配送**
外装のまま配送、または再梱包
29条（再使用目標）

8 **顧客受入・開梱**
外装・緩衝材・フィルムが廃棄物に
EPR費用の発生点

※ EUの顧客への直送か、EUの物流センター経由かで、29条（輸送包装の再使用）の対応が大きく変わります。

05 TIMELINE

期限の一覧｜2030年に要件が集中する

多くの期限は「または実施法令の発効から〇か月後の遅い方」とされ、一斉に切り替わる日ではありません。

2025.02 PPWR発効

2026.08 一般適用開始 施行済み
技術文書・EU適合宣言書・producer登録、食品接触包装のPFAS制限

2026.12 再生材の算定方法を定める実施法令の採択期限

2027.02 加盟国の罰則整備期限
再使用包装の最低回転数に関する委任法令の期限

2028.01 リサイクル設計（DfR）基準の決定

2028.02 空きスペースの計算方法の決定

2028.08 材質構成のEU統一ラベル
実施法令の発効から24か月後との遅い方

2029.02 再使用包装のラベル

2030.01 要件が同時に本格化 最大の山場
リサイクル等級A/B/C、再生材35%、包装の最小化、空隙率50%以下、輸送包装の再使用40%

2035.01 「大規模リサイクルの実績」が要件に

2038.01 リサイクル等級Cの包装は上市不可

2040.01 再生材65%、輸送包装の再使用70%（努力目標）

材料変更や顧客承認の期間を考えると、**2029年末までに量産仕様を確定させることが実質的な期限**です。

06 ACTION

いま確認すべき3つのこと

包装材を変える前に、まず「誰が・何を・どの国で」を確定させます。

01 自社の役割を確定する

商流を「日本から顧客へ直送」「EUの輸入者経由」「EUの物流センター経由」に分け、加盟国ごとに誰がメーカー・輸入者・producerかを整理。取引ごとの貿易条件（Incoterms）と輸入名義人も確認します。

02 包装を棚卸しし、技術文書の材料をそろえる

EU向け製品の包装を材質と部品ごとの重量まで分解（BOM化）。包装メーカーに樹脂グレード・再生材率・EU適合宣言書の提供可否を書面で照会します（16条）。

03 化学物質とEPR登録の状況を確認する

包装材の懸念物質・PFAS情報を供給者から取得。すでにEPR登録や認定代理人を立てた国がないか、国別に確認します。

◆ 部門別チェックリスト｜明日から着手できること

包装設計・品質保証

- [] EU向け製品の包装をすべて分解し、写真で記録する
- [] 部品ごとの重量を実測する（5%例外の判定に必要）
- [] 落下・振動試験のデータの所在を確認する
- [] 包装指定書のある製品を洗い出す

調達・物流

- [] 包装メーカーに樹脂グレードと再生材率を書面で照会する
- [] EU向け出荷の国数・件数を集計する
- [] 直送か、EU倉庫経由かをルート別に区別する
- [] 空容器の返却実績・回収率を確認する

法務・営業・欧州拠点

- [] EU向け販売の契約形態を分類する（直販・代理店・商社）
- [] 加盟国ごとにproducerを仮判定する
- [] 既存のEPR登録・認定代理人の有無を確認する
- [] 顧客からのPPWR関連の問い合わせを確認する

07 IMPACT ASSESSMENT REPORT

自社への影響を、出荷から顧客到着まで評価します

本資料は、Cayzen EHS Researchの「PPWR 影響評価 調査資料」（約60ページ）から要点を抜粋したものです。個別のレポートでは、貴社の製品・包装・商流に合わせて影響を整理します。

PART 1

PPWRの全体概要

条文別一覧／主要条文の詳細／業種に特有の適用判断と例外／用語集

PART 2

貴社への影響の整理

出荷から顧客到着まで8段階の影響評価と対応事項／段階×時期のロードマップ／コスト算定の枠組み／部門別チェックリスト

補足

前提と未特定事項

公開情報で分かったこと・分からなかったこと／照会先の候補／一次情報のURL

約9,000法令
独自の法改正データベース

専門チーム
EHSの専門家が一次情報から精査

国内＋海外
EU規則・各国法令まで対応

「自社はproducerに当たるのか」「どの包装から手を付けるべきか」
まずは無料相談で、現状の整理からお手伝いします。

CONTACT

PPWR対応・EHS法令調査のご相談はエイトスへ

自社への影響評価、技術文書の準備、海外法令の継続調査など、
お気軽にご相談ください。

TEL　**050-8881-9881**
平日 10:00〜19:00

MAIL　**info@eitoss.com**

WEB　**eitoss.com/cayzen/ehsresearch/**
Cayzen EHS Research サービスページ

サービスページはこちら
スマートフォンで
読み取れます

eitoss

エイトス株式会社
本社：愛知県豊田市小坂本町1-5-5 YAMATO BLDG 2F　営業拠点：東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60 12F